

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、健康増進法による健康増進事業の実施および実施結果の利活用にかかる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施および実施結果の利活用にかかる事務
②事務の概要	同期された住民記録情報により、健康増進事業の対象者を把握するとともに、他の行政機関等および個人からの情報提供に対応するため、事業の実施結果等の電子化された情報にかかる特定個人情報ファイルを中間サーバーにアップロードする。
③システムの名称	福祉総合システム(保健サブシステム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表111項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会・提供】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139項、第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康課健康推進係 198-0042 青梅市東青梅1-174-1 問合せ先 電話番号 0428-23-2191

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [☒] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、事業体制、実績等から当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断しており、契約書においても、特定個人情報を取り扱う場合の基本的な事項、再委託の制限、目的外使用および第三者への提供の禁止、複写および複製の禁止、事故発生時の通知義務等、資料等の返還、消去または廃棄、資料等の安全管理措置、作業場所の特定、責任体制および従業員の明確化、罰則の周知および従業員の監督、報告および監査、秘密の保持に関する誓約等の事項の遵守を求めているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月29日	I ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和6年12月24日	評価書番号31の健康増進事業関係事務を本評価書に統合した。	—	—	事後	
令和6年12月24日	I 1①事務の名称	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に関する事務	健康増進法による健康増進事業の実施および実施結果の利活用にかかる事務	事後	
令和6年12月24日	I 1②事務の概要	健康増進法にもとづき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を各種検診の以下の事務で取り扱う。 1. 検診受診情報の照会 2. 検診結果のデータ入力および結果管理	同期された住民記録情報により、健康増進事業の対象者を把握するとともに、他の行政機関等および個人からの情報提供に対応するため、事業の実施結果等の電子化された情報にかかる特定個人情報ファイルを中間サーバーにアップロードする。	事後	
令和6年12月24日	I 1③システムの名称	健康管理システム	福祉総合システム(保健サブシステム)	事後	
令和6年12月24日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一 76項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表111項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I 4②法令上の根拠	【情報照会・提供】 ・番号法第19条第8号別表第二 102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令第50条	【情報照会・提供】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表139項、第141条	事後	
令和6年12月24日	II 1評価対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値判断により対象が10万人以下となり、重点項目評価書から基礎項目評価書実施に変更
令和6年12月24日	II 1いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月24日	III 2いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月24日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和6年12月24日	IV 8人手を介在させる作業はない	未入力	○	事後	
令和6年12月24日	IV 9内部監査実施の有無	未入力	○	事後	
令和6年12月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策の選択	未入力	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事後	
令和6年12月24日	IV 11当該対策が十分であると判断する根拠	未入力	委託先の選定に当たっては、事業体制、実績等から当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断しており、契約書においても、特定個人情報を取り扱う場合の基本的事項、再委託の制限、目的外使用および第三者への提供の禁止、複写および複製の禁止、事故発生の通知義務等、資料等の返還、消去または廃棄、資料等の安全管理措置、作業場所の特定、責任体制および従業者の明確化、罰則の周知および従業者の監督、報告および監査、秘密の保持に関する誓約等の事項の遵守を求めているため。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	宣言文	青梅市は、健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	青梅市は、健康増進法による健康増進事業の実施および実施結果の利活用にかかる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	